

2024 年 4 月 1 日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合

公金受取口座を活用した保険給付申請の希望者への対応開始について

「公金受取口座登録制度」は、支給される給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を 1 人につき 1 口座、あらかじめ国（デジタル庁）に登録する制度です。（マイナポータル等から登録する必要があります。）

厚生労働省よりその公金受取口座を利用した保険給付等の取扱要領が示されており、準備が整った健保組合から利用可能とする指針が示されました。

石原健保でも、希望者には令和 6 年 4 月より公金受取口座への振り込みが選択可能となりました。健康保険法に定められ公金口座受取制度の保険給付は以下の通りです。

公金口座への振込を希望する場合は、対象の申請書と併せて「保険給付等について公金受取口座を利用することの届出」をご提出ください。

尚、令和 6 年 4 月以降の申請には新しい申請用紙にてご提出をお願いします。（旧書式の場合は返送いたします。）

【対象申請書】

- ・療養費支給申請書
- ・傷病手当金申請書
- ・出産手当金申請書
- ・出産一時金申請書
- ・出産一時金等内払（差額）支払依頼書
- ・埋葬料（費）申請書

【注意】

- ※出産手当金、傷病手当金の申請・給付は、事業主経由の申請となっていることから現行は会社の給与に合算して給与振込口座に支給されています。給与合算支給（給与振込）以外の公金口座利用を希望される場合は、保険給付での会社の給与への補填ができませんのでご留意下さい。
- ・被保険者等が公金受取口情報を登録・抹消した場合、登録した情報の反映まで数日程度かかるため、変更前の口座に振り込まれる場合があります。
 - ・公金口座への振り込み手続きが振込不能となった場合、被保険者へ確認しますので支払日が遅くなる場合があります。

以上